

○学校法人工学院大学評議員選任規程

(一年一月一日条例第一号)

(目的)

第1条 この規程は、学校法人工学院大学寄附行為（以下「寄附行為」という。）第33条第1項各号に規定する評議員の選任について定めることを目的とする。

(評議員の区分)

第2条 評議員は、次の各号に掲げるものとし、評議員選任委員会において選任する。

(1) この法人の職員のうちから選任した者 3 名

ア 専任教職員（大学教育職員） 1 名

イ 専任教職員（中学校・高等学校教育職員） 1 名

ウ 専任教職員（事務職員） 1 名

(2) この法人の設置する学校及びその前身である学校の卒業者（以下「卒業生」という。）で年齢 25 年以上の者のうちから選任した者 2 名

(3) 大学の後援会の会員、附属中学校・高等学校 PTA 会員（職員を除く）のうちから選任した者 1 名

(4) 有識者であって、この法人の職員及びこの法人の設置する学校を卒業した者でない者のうちから選任した者 3 名

2 前項第 1 号に定める評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

3 評議員選任委員会は、評議員の数が第 1 項各号に掲げる数を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

4 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮して行うものとする。

(評議員の資格)

第3条 評議員の選任に当たっては、私立学校法第 31 条第 3 項及び第 6 項、第 46 条第 2 項及び第 3 項並びに第 62 条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

2 この法人の役員又は評議員であった者で、寄附行為の規定により解任された者は、解任された日から 3 年間は、この法人の評議員になることができない。

(評議員の任期)

第4条 評議員の任期は、選任後 3 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第5条 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員選任委員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3) 評議員としてふさわしくない非行があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

3 評議員は、寄附行為第6条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の評議員が選任されるまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。

(評議員選任委員会)

第6条 この法人に、評議員を選任する機関として、評議員選任委員会を置く。

2 評議員選任委員会は、次の各号に定める評議員選任委員会委員（以下「評議員選任委員」という。）5名をもって構成する。

- (1) 理事会の決議により選定する理事 1名
- (2) 評議員会の決議により選定する評議員 1名
- (3) 理事会の決議により選定する外部有識者 1名
- (4) 評議員会の決議により選定する外部有識者 1名
- (5) 前4号により選定された評議員選任委員の合意により選定された外部有識者 1名

3 前項に定める外部有識者とは、次の各号に掲げる要件の全てを充足する者をいう。

- (1) この法人又はこの法人の子法人の役員、評議員又は職員ではなく、かつ、その就任の前10年間この法人又はその子法人の役員、評議員又は職員であったことがないこと
- (2) この法人の役員、評議員又は重要な職員の配偶者若しくは二親等内の親族でないこと
- (3) この法人の卒業生でないこと

4 評議員選任委員会の委員長は、第2項第5号に定める者が務める。

5 評議員選任委員と指名委員会委員は兼任できない。

(評議員選任委員会の発足)

第7条 前条第2項第1号から第4号までに定められた各選定は、評議員が選任された定時評議員会後3か月以内を目途に行われるものとし、当該各号に従って選定された評議員選任委員は、その選定後速やかに協議し、同条第5号の評議員選任委員を選定し

た上で理事会に報告するものとする。当該報告をもって、評議員選任委員会の発足とする。

(評議員選任委員の任期)

第8条 評議員選任委員の任期は、評議員選任委員会の発足日から次期の評議員を選任する評議員選任委員会が発足するまでとする。

2 評議員選任委員は、3期まで再任されることができる。

(開催)

第9条 評議員選任委員会は、発足日後速やかに第1回評議員選任委員会を開催するものとし、以後、評議員選任委員会において定めるスケジュールに従って半期に1回以上開催するほか、必要に応じ、随時開催する。

(開催の場所)

第10条 評議員選任委員会は、本学園において開催する。ただし、必要がある場合には、他の場所で又は複数の場所において、電話会議等の方法を用いて開催することができる。

(招集)

第11条 評議員選任委員会は、委員長が招集する。ただし、緊急の必要のあるときは、他の評議員選任委員が招集することを妨げない。

(招集手続)

第12条 評議員選任委員会を招集する評議員選任委員は、各評議員選任委員に対し、会日の3日前までに、招集通知を発するものとする。ただし、緊急の必要のあるとき又は評議員選任委員の全員の同意があるときは、この期間を短縮すること又は通知の送付自体を省略することができる。

2 評議員選任委員の過半数の同意がある場合には、あらかじめ定められた開催日又は開催時間を変更することができる。

3 招集通知には、開催場所及び時間を記載した上で、これを各評議員選任委員に発するものとする。ただし、やむを得ない事由のあるとき又は評議員選任委員全員の同意があるときは、この限りでない。

(議長)

第13条 評議員選任委員会の議長は、委員長がこれを務める。委員長に事故があるとき、又は委員長が欠席のときは、他の評議員選任委員の協議の上、これを定める。

(決議方法)

第14条 評議員選任委員会の決議は、議決に加わることができる評議員選任委員の過半数が出席し、出席委員の過半数をもって、これを行う。

2 前項の決議につき特別の利害関係（当該評議員選任委員が評議員候補者となる場合を含む。）を有する評議員選任委員は、議決に加わることができない。その場合、その評議員選任委員の議決権は、出席した評議員選任委員の議決権の数に算入しない。

(権限)

第 15 条 第 1 回評議員選任委員会では、次の事項を審議し、決定する。ただし、第 1 号の定めは、評議員選任委員が自ら候補者を推薦する方法を禁ずるものであってはならない。

- (1) 審議の対象とする候補者の募集方法
- (2) 選考基準
- (3) 選考スケジュール

2 評議員選任委員会は、第 2 条第 1 項各号に規定する下表の評議員区分に応じて、推薦者から各定数に加えて若干名の評議員候補者及び補欠者の推薦を受け、評議員の選任に当たって当該推薦を尊重する。

評議員区分	候補者資格	推薦者・推薦方法
職員評議員	専任教職員（大学教育職員）	教授総会メンバーの互選による推薦
	専任教職員（中学校・高等学校教育職員）	附属中学校・高等学校職員会議メンバーの互選による推薦
	専任教職員（事務職員）	事務職員の互選による推薦
卒業生評議員	卒業生で年齢 25 年以上の者	卒業生で年齢満 18 年以上の者 3 名以上の連名による推薦
保護者・保証人評議員	この法人の設置する学校に在学する学生、生徒の保証人、保護者	大学後援会及び附属中学校・高等学校 PT A の協議による推薦
有識者評議員	寄附行為 33 条に掲げる学識経験者。ただし、有識者評議員には、この法人の職員、この法人の設置する学園を卒業した者、保護者・保証人に該当する者を含めないものとする。	本学の理事及び評議員の推薦
全区分	上記の他、評議員選任委員会が評議員候補者として適当と認める者	評議員選任委員の推薦

- 3 評議員選任委員会は、評議員候補者及び補欠者その他これに関連する事項を法令、寄附行為及び規程に従って策定し、決定する。
- 4 評議員選任委員会は、第 4 条に定める定時評議員会までに、評議員候補者から評議員を選任する。
- 5 評議員選任委員会は、必要に応じて評議員の候補者に対し資料の提出を求め、又は、面接を申し入れることができる。

- 6 評議員選任委員会は、理事会及び監事、評議員会から解任の求めを受け、評議員選任委員会の決定により、評議員の解任事由に該当する者を解任することができる。
- 7 専任教職員のうち労働契約に期間の定めがある者（助教を除く。）は、候補者となることができない。
- 8 第2項に規定する資格は、就任日現在とする。ただし、就任日において教職員の身分を持たない者は、職員評議員の候補者となることができない。

（評議員の選考基準）

第16条 評議員選任委員会は、次の号に定める選考基準に該当する者を評議員として選任する。

- (1) 当該学校法人の設置する私立学校の教育又は研究の特性を理解し、学校法人の適正な運営に必要な識見を有する者
- 2 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮して行わなければならない。

（候補者推薦の手続）

第17条 推薦者は、推薦する候補者の推薦書及び経歴書を評議員選任委員会の事務局に提出する。

- 2 職員は、卒業生であっても、卒業生区分での推薦を受けることができない。

（評議員選任委員以外の者の出席）

第18条 評議員選任委員会は、必要に応じて、評議員選任委員以外の者を出席させ、その説明、報告又は意見を聞くことができる。

- 2 前項の規定により評議員選任委員会に出席する者は、評議員選任委員会に対し、評議員選任委員会が求めた事項について説明しなければならない。
- 3 評議員選任委員会は、必要に応じて、本学園の費用において、弁護士、コンサルタントその他のアドバイザーを起用し、その助言を受けることができる。

（議事録）

第19条 評議員選任委員会は、議事終了後速やかに議事録を作成しなければならない。

- 2 評議員選任委員会の議事録は、次の事項を内容とするものでなければならない。

- (1) 会議が開催された日時及び場所
- (2) 会議に出席した者の氏名
- (3) 議長の氏名
- (4) 議事の経過の要領及びその結果
- (5) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する構成員があるときは、当該構成員の氏名
- (6) その他議長が必要と認めた事項

- 3 議事録には、出席した評議員選任委員が署名又は記名捺印（電子署名を含む。以下同じ。）しなければならない。

4 議事録は、会議の日から 10 年間、本学園所在地事務所に備え置かなければならない。
(欠席委員に対する通知)

第 20 条 評議員選任委員会の議事の内容は、欠席した評議員選任委員に通知するものとする。

(理事会への報告)

第 21 条 評議員選任委員会の委員長は、必要と認めるときは、評議員選任委員会の職務の執行状況を理事会に報告するものとする。

(評議員選任委員会の事務局)

第 22 条 評議員選任委員会の事務局は、総務・人事部が務め、付議又は報告される事項及び必要な資料を調製して評議員選任委員会に提出するとともに、議事録を作成保管する。

2 評議員選任委員会の事務局は、評議員選任委員会委員長の同意なくして、その業務の過程において知り得た事項を、評議員選任委員以外の第三者に漏らしてはならない。

(書面の IT 化)

第 23 条 この規程に定める招集・通知等は、書面に代えて、電子メール等の方法によって行うことができる。

(評議員選任委員等の守秘義務)

第 24 条 評議員選任委員及び評議員選任委員会に出席した評議員選任委員以外の者は、評議員選任委員会における審議の過程や内容について、守秘義務を負う。

(決定の公示)

第 25 条 評議員選任委員会の事務局は、評議員選任後すみやかに選任された評議員の氏名を公示する。

(欠員の補充)

第 26 条 評議員に欠員が生じた場合は、当該区分の補欠者が順次就任する。

(評議員の補充)

第 27 条 各区分の補欠者がすべて評議員に就任した後、寄附行為第 33 条各号に定める員数に欠員が生じた場合は、第 5 条から前条までの規定を準用し、補充を行う。

(評議員の退任事由)

第 28 条 職員評議員が、退職等により専任教職員でなくなったときは、評議員を退任する。

(本規程の改定)

第 29 条 本規程の改定は、理事会の決議によって行う。

(細則)

第 30 条 その他、評議員の選任に関して必要な事項は、評議員会の諮問を経て、理事会の決議により定めることができる。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。